

別添様式4

青森県鳥獣被害防止総合対策事業(国事業名:鳥獣被害防止総合対策交付金)の評価報告(令和6年度)

事業実施主体名:三戸町有害鳥獣被害対策協議会(構成市町村:三戸町)

1 被害防止計画の特徴等

三戸町では、毎年鳥獣による農作物被害が発生しており、農業者の経済的・精神的被害により、営農意欲の低下が懸念されている。
 捕獲対象は、ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、イノシシ、タヌキ、アナグマ、アライグマ、カラス、カワウであり、町職員及び猟友会員で構成された三戸町鳥獣被害対策実施隊を設置し、銃器・箱わな等による捕獲・追払い活動を実施している。

2 事業効果の発現状況

地域の体制整備、被害防止効果、捕獲状況、人材育成状況、耕作放棄地の解消等様々な角度から記載する。
 三戸町では、令和3年度に鳥獣被害防止計画(計画期間:令和4年度～令和6年度)を策定し、国の交付金等を活用しながら鳥獣による農作物被害の軽減に取り組んでいる。
 町内の各地域において、鳥獣被害対策実施隊員と情報を共有し、銃器や箱わな等による効果的な捕獲活動を実施している。その他に、農作物被害を受けた農家からの目撃情報等に基づき、センサーカメラと箱わなを併用し、目撃・被害情報の多い地域に重点的に設置し捕獲を実施した。
 また、交付金活用外ではあるが、鳥獣被害対策実施隊員が捕獲技術向上研修会等を受講することで、鳥獣被害対策に対する理解を深め、技術向上を図った。
 その結果、令和6年度の捕獲実績は、ツキノワグマ4頭、ニホンジカ2頭、イノシシ4頭、カラス8羽と成果を上げており、農作物の被害額も減少傾向となっている。

3 被害防止計画の目標達成状況

被害防止計画の目標の達成状況を記載する。
 令和6年度の農作物被害は、被害金額253.9千円、被害面積34.8aであり、被害金額、被害面積ともに目標値を達成している。
 近年では、イノシシの目撃・被害件数が増加しているため、引き続き被害防止対策を強化し、被害の拡大防止を徹底する必要がある。

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績								事業実施主体の評価					
										対象鳥獣	被害金額				被害面積								
											現状値	目標値	実績値	達成率	現状値	目標値	実績値		達成率				
三戸町有害鳥獣被害対策協議会	三戸町	令和4年度～令和6年度	ツキノワグマ、ニホンジカ、ハクビシン、イノシシ、タヌキ、アナグマ、アライグマ、カラス、カワウ	R4～R6 ①有害捕獲 ②被害防除	R4 ①有害捕獲 ・捕獲役務150.5名 ・箱わな購入 イノシシ用2基 ・ライフル銃等射撃安全研修会(2回開催、16名出席) ②被害防除 ・調査役務55.5名 R5 ①有害捕獲 ・捕獲役務147名 ・箱わな購入 クマ用1基、イノシシ用2基 ・ライフル銃等射撃安全研修会(1回開催、16名出席) ②被害防除 ・調査役務51名 R6 ①有害捕獲 ・有害鳥獣解体処理施設研修(1回実施、2名出席) ・捕獲役務122.5名 ・わな等購入 くくりわな5本、センサーカメラ一式5台 ・ライフル銃等射撃安全研修会(2回開催、16名出席) ②被害防除 ・調査役務35.5名	三戸町有害鳥獣被害対策協議会			センサーカメラによる鳥獣の生息状況調査、銃器や箱わな等による捕獲・追払い活動の実施、農業者への電気柵・緩衝帯の設置等被害防除に関する助言、捕獲技術向上研修会への参加等により、農作物被害を軽減することができた。 三戸町で最も大きな農作物被害であるツキノワグマによる果樹や飼料作物の食害については、令和4年度が13.5aで46.5千円、令和5年度が81.8aで1,612.7千円、令和6年度が22.5aで75.5千円と、令和5年度に被害が一時増加したものの、令和6年度には面積、金額ともに7割以上軽減することができた。 また、近年被害が発生し始めたイノシシによる水稻の倒伏やいも類の食害についても、令和4年度が6.7aで106.4千円、令和5年度が21.1aで312.6千円、令和6年度が12.3aで178.4千円と、被害拡大を防止することができた。	ツキノワグマ	R2	R6	R6		1,325.7	452.8	75.5	143	128.4	43.7	22.5	125	実施隊による被害状況の把握や捕獲活動、箱わなの整備、農業者への侵入防止柵や緩衝帯の整備推進に係る助言を実施したことにより、目標が達成されたと考えている。 また、上記助言などの効果により農業者自身の農作物被害防止に対する意識が高まり、電気柵や鳥獣撃退機、爆音機やその他鳥獣忌避材を整備する方が増加している。 一方で、捕獲に頼って自身で被害防止対策を実施していない農業者も多くいるため、引き続き防止対策を徹底するよう助言を実施する。 また、一度に複数の圃地を囲う地域柵を設置するなどの地域ぐるみでの対策についても、検討していただくよう併せて呼びかけしていく。
									ニホンジカ	65.0	37.0	—	232	12.4	7.1	—	234						
									ハクビシン	4.3	4.0	—	1433	0.1	0.1	—	100						
									イノシシ	—	312.4	178.4	100	—	21.1	12.3	100						
									タヌキ	—	—	—	100	—	—	—	100						
									アナグマ	—	—	—	100	—	—	—	100						
									アライグマ	—	—	—	100	—	—	—	100						
									カラス	—	—	—	100	—	—	—	100						
									カワウ	—	—	—	100	—	—	—	100						
									合計	1,395.0	806.2	253.9	194	140.9	72.0	34.8	154						

注1:被害金額及び被害面積の目標値の欄は、対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。

2:事業効果の欄は、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。

整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。

3:事業実施主体の評価の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。

4:鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況等を別添様式1別紙3に具体的に記載し、添付すること。

5 第三者の意見

第三者:ワイルドライフ・サポートHARU 代表 和田晴美(農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー登録者 登録番号449)

対策をする際に必要なことは被害調査を行い、被害原因を分析し鳥獣被害対策の3本の柱を効果的な方法でバランスよく行うことです。そこで、捕獲従事者の増加を図り、新人などの経験や知識が必要な従事者に研修体制を整えることは安全の確保や捕獲対策の効果を高めるために必要で、計画的に実施していることは評価できます。また、ツキノワグマが生息している場合、他の加害獣の捕獲をする際には、クマが捕獲された個体を餌として餌付かない対策も住民の安全のためには必須です。この件については、ICT機器を用いて捕獲の管理を行い迅速な対応をしており、上手く最新機器の導入と活用ができていていると思います。

では、次期計画としていくつか効果的かつ安全な対策になるためのご提案をいたします。

①被害調査については少しでも多く、正確な情報が対策に不可欠です。最近では、被害情報の提供ができるアプリがあります。使用方法が簡単な仕様のもを導入し、被害の場所、時期、被害物や掘返しや食害などの痕跡などの情報収集は専門家のアドバイスを受けるときにも参考になり、草刈りの時期や捕獲時期など年間対策をする中で対策の強弱をつけることで住民の活動を効果的、省力的にできます。

②捕獲対策について、被害情報の分析を行い、被害地からより近い場所で捕獲するなどの捕獲対策の計画には被害情報を活用ください。

また、箱わななどはスレ個体に悩むことも多く、対策として捕獲機の増量などしている自治体がありますが、原因は捕獲機の数不足しているのではなく、加害個体の知力が向上したことが原因です。こういった時には技術の向上やくくりわなの活用など捕獲手法を変えることを検討ください。

また、必ず安全対策として住民向けの周知や捕獲従事者の安全講習を毎年実施してください。事故の傾向として安易に行動したことによる原因が多く、許可発行時にしっかりと事例の紹介、事故が発生した場合の対応に必要な人命救助などを入れることは、銃器の使用や大型個体を対象動物にする際には準備を整えておくことで事故防止になります。事故ゼロの持続を願っていますので実施ください。

捕獲記録もアプリの活用をご提案いたします。被害地と捕獲場所の情報を重ねることで、捕獲対策の効果が詳細に自他理解できます。また、情報提供者が分かるように結果が見られるようにしておく、「提供した情報が役に立った」と今後の情報提供に繋がります。

③侵入防止対策については、令和5年度の被害が前年度より大幅に増加したことで危機感が強まり、これまで設置をしていなかった方の設置が進み、地域の防護柵が強化されたと考えられます。しかしながら、設置後の管理が今後の防護力の維持の要となってきます。また、管理は個々で実施するよりも集団で行うことが効果的です。集落で計画的に必要な機材や日程を協議して実施することを勧めます。さらに今後新たに設置する際には申請前に防護柵の機能や設置と管理の方法の研修を実施することを勧めます。これは管理など機材の支給後、正しい活用ができ効果的であると言われていています。

④環境整備については、放任果樹の伐採やクマやイノシシ、シカのような大型獣種の「ねぐら」が減る対策のように潜む場所を作らない、耕作放棄地を増やさないなど協議してください。

⑤シカの被害については注意が必要です。令和2年度に聞いた食性から食害の種類が増加しているようです。個体数が増加する、生息密度が高くなるとこのような習性が現れてきます。カモシカの錯誤捕獲にも注意が必要ですが、シカの被害は今後も習性を理解し対策に活かしてください。

最後に3本の対策の効果は農業被害の減少や従事者の農業意欲の回復が目標となります。すべての対策は必ず効果検証を行い、効果的な手法を選んでください。また、専門家による効果検証や対策の見直しも積極的に起用することも効果的です。